

## 令和 5 年度 愛西市下水道使用料等検討委員会会議録（概要）

会 議 名	令和 5 年度 第 2 回愛西市下水道使用料等検討委員会
開 催 日 時	令和 5 年 8 月 18 日（金） 午後 1 時 55 分から午後 4 時 3 分まで
開 催 場 所	愛西市役所北館 2 階 会議室 2-1・2
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	0 人
協 議 事 項 等	<p>(1) 愛西市下水道事業が取り組む料金改定について</p> <p>(2) 愛西市下水道使用料等の改定案の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本使用料について</li> <li>・超過使用料について</li> <li>・維持管理分担金について</li> <li>・温泉等使用料加算について</li> </ul> <p>(3) その他</p>
公開／非公開の別	公開
傍 聴 人 の 数	0 人
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会次第</li> <li>・【資料一覧】</li> <li>資料番号 1 愛西市下水道事業が取り組む料金改定について 下水道使用料見直し検討チラシについて</li> <li>資料番号 2 佐織地区地域し尿処理施設移管計画（案） 地域し尿処理施設の下水道使用料を改定した場合の 収入見込み</li> <li>資料番号 3 広域化・共同化計画一覧 広域化・共同化計画図</li> <li>資料番号 4 農業集落排水事業等基金状況 農業集落排水事業等特別会計決算額 公営企業会計移行後の他会計繰入金について</li> <li>資料番号 5 農業集落排水事業に関する調査票集計結果（八開区域）</li> <li>資料番号 6 愛西市下水道使用料等改定案一覧</li> <li>・愛西市下水道使用料等検討委員会スケジュール（案）</li> </ul>
審 議 経 過	別紙のとおり

令和5年度 愛西市下水道使用料等検討委員会委員

役 職	氏 名	要綱号番号(選出区分)・備考
会 長	篠又 慶次	第1号
副会長	齊藤 由里恵	第1号
委 員	松永 恵美子	第2号
委 員	奥田 哲弘	第2号
委 員	猪飼 常雄	第2号
委 員	山田 信行	第2号
委 員	石原 光	第2号
委 員	水谷 信夫	第2号
委 員	岡田 京子	第3号
委 員	清水 隆治	第3号
委 員	田中 裕司	第3号
委員会設置要綱 第3条 第1号 識見を有する者 第2号 各種団体の代表者 第3号 愛西市下水道事業処理区域内の使用者		

事務局（愛西市役所 上下水道部 下水道課）

氏 名	氏 名	氏 名
部長 山田 英穂	課長 山岸 忠則	課長補佐 猪飼 小百合
課長補佐 桑原 有嘉子	主査 山村 修一	主任 伊藤 優希
主事 重村 みいみ		

## 審議経過

発言者	内容（概要）
会長	<p><b>1. 会長あいさつ</b></p> <p>本日はお忙しい中、第2回本委員会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>次第を見ると、議題1は第1回本委員会で委員の皆様からいただいた意見を基に、市の考え方をまとめたものや、広報紙に掲載する案があります。議題2は、第1回本委員会で事務局が提案した改定案を表にしています。前回の本委員会から2か月ほど経ちましたが、周りの意見を参考に、どの項目でも構いませんので発言いただけたらと思います。</p>
事務局	<p>以降の会議進行につきましては、本委員会の設置要綱第6条第2項により、議長は会長にお願いします。</p> <p><b>2. 協議事項</b></p> <p><b>(1) 愛西市下水道事業が取り組む料金改定について</b></p>
会長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【資料一覧 資料番号1～5に基づき説明】</b></p> <p>○説明の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛西市下水道事業が取り組む料金改定について</li> <li>・下水道使用料見直し検討チラシについて</li> <li>・佐織地区地域し尿処理施設移管計画（案）について</li> <li>・地域し尿処理施設の下水道使用料を改定した場合の収入見込みについて</li> <li>・広域化・共同化計画一覧について</li> <li>・広域化・共同化計画図について</li> <li>・農業集落排水事業等基金状況について</li> <li>・農業集落排水事業等特別会計決算額について</li> <li>・公営企業会計移行後の他会計繰入金について</li> <li>・農業集落排水事業に関する調査票集計結果（八開区域）について</li> </ul>
会長	<p>事務局から説明がありましたが、ご質問等がありますか。</p>
委員A	<p>基金の関係ですが、平成17年度の町村合併で立田は約20億円、佐屋は約7,000万円、八開は700万円の基金積立金を持ち寄っていると思います。前回の本委員会でも話がありましたが、近年、老朽化が著しく汚水処理場の整備に伴い、基金の取り崩しが増えている状況が分かります。市が管理する上で、基金を取り崩してきた経緯は理解できます。一般会計からの繰入金があり、基金があったため今まで賄うことができたと思います。基金</p>

	<p>残高が非常に厳しい状況になる点を踏まえ、使用料の見直しの必要性について、市民に周知をしていただくことが大切だと思います。その点について市の考えがあればお伺いします。</p>
事務局	<p>使用料の見直しは、基金の運用状況を早期に見極め、検討すべきだったと思います。市民へは、本委員会会議録において進捗状況をホームページ等で周知していきたいと考えています。</p>
委員 A	<p>ここ数年、1億5,000万円前後の基金が取り崩しされている説明がありましたが、令和7年度に基金が底をついてしまうという厳しい財政状況が予測されます。これが無くなると新たに財源を確保できるかが心配です。財源の代替案があれば教えてください。</p>
事務局	<p>今回検討していただく使用料改定案では、基金に代わる財源確保は難しい状況であると感じています。 資料番号 3-1 をご覧ください。</p> <p>広域化・共同化計画一覧の裏面には、施設を廃止することで1億5,500万円を削減できる計算となり、経費削減に努めることができると考えています。ただし、統廃合により整備する費用も掛かってきます。事業費等は平準化しながら、早い段階で国の交付金をいただけるようになれば、令和25年と言わず、迅速に計画を進めていきたいと考えています。</p>
会長	<p>他にご質問等ございましたらお願いします。</p>
委員 B	<p>基金残高のマイナスの表記は一般的に見ないものだと思いますが、その表記をした理由を教えてください。</p> <p>また、一般会計繰入金額だけが掲載されていますが、下水道だけの経費か、企業会計上、行政を運営するための一般会計なのかお伺いします。</p>
事務局	<p>資料番号 4-1 をご覧ください。</p> <p>令和4年度末残額において、佐屋、八開、コミュニティ・プラント整備事業（以下「コミプラ」という。）区域はマイナス表示となっています。こちらは、基金自体が枯渇している状況です。実際、農業集落排水事業（以下「集落排水」という。）全体として使用した結果、区域ごとで見るとマイナス表記になります。</p> <p>残高合計は決算の数字に使います。</p> <p>基金残高は、区域ごとで区別はしていません。ただし、区域ごとに持ち寄った基金が、現状どのような状況となっているか分かりやすくするため、佐屋、八開区域をマイナス表記にし、立田区域の基金を佐屋、八開区域が消費していることを示す表記としました。</p>

委員 B	立田区域の残高に 5 億 6,000 万円を足さないといけませんか。
事務局	<p>令和 4 年度末残高合計は、全体としての残高表記になり、立田区域の残高から差し引くと 5 億 3,000 万円になります。そのため、立田区域の残高を他区域で消費している状況を示しています。</p> <p>一般会計繰入金は、下水道事業を運営するにあたり基準内繰入金だけでは運営ができません。内部で調整の上、基準外をいただく形で下水道事業を運営しています。</p>
会長	よろしいでしょうか。
委員 B	総務省の関係があるため基準内、基準外の表示があると思いますが、本来企業会計が持つべき経費なのか分かっていればお伺いします。
事務局	<p>下水道事業を基準内で計算した場合、赤字になるのはあきらかです。基準内、基準外での取り決めではなく、運営可能な繰入額として、集落排水においては、公債費はお金を借りて元金償還金に変えて返すため、その部分を繰入しています。公共下水道事業（以下「公共下水」という。）であれば、整備途中になるので人件費に対しても繰入し、市独自の取り決めで運用している状況です。本来、基準内で運営すべきものを基準外があることを確認していただくために作成しました。</p>
会長	よろしいでしょうか。
委員 A	資料番号 4-1 にある各年度取崩し額のマイナス表示は単純に積み上げただけの合計ですか。マイナスがあったため不足分を他のところから借入をしたり、穴埋めをしたりするのではなく、取崩し額を集計した表ですか。
事務局	そうです。
委員 A	例えば、立田区域であれば合計 8 億 8,000 万円の取崩し額がありますが、令和 4 年度末残高に 8 億 8,000 万円を足すと町村合併時の 19 億円になるということですね。
事務局	そうです。
会長	その他、質問よろしいでしょうか。
副会長	愛西市は集落排水、コミプラを持っており、料金体系が異なっていることが挙げられています。その中で、将来的に基準外の繰入を改善していくために使用料の値上げ、統一が議論の中で予想されるものとして基金の取崩し

	なしでは維持できていないということの資料を用意していただいているという理解でよろしいですか。
事務局	そうなります。
副会長	使用料の統一、値上げをすることにより、それぞれの区域に多くの基金を持っていたことで、不安が募るのではないかとということを事務局が念頭に置いている懸念事項でしょうか。
事務局	立田区域の基本使用料に変化はありませんが、10 m <sup>3</sup> を超えた超過使用料に関しては上がる改定案を示しています。ただ、基金を見た時に立田区域は上げなくてもいいということも考えられます。事務局としては、基金の状況を説明しながら使用料の統一、値上げすることを進めていきたいと考えています。
副会長	<p>使用料を納め、積み立てて経営していたというところはあると思いますので、丁寧な説明が必要だと思います。今後、資金が枯渇した時に一緒にしましようとなっても他の区域では整備等をしていく必要が出てくるため、全ての人が納得するのは難しいと思います。できる限りの説明をお願いします。</p> <p>また、それぞれの状況を見るために区域ごとで分けていますが、会計上、集落排水、公共下水と分けていると思います。枯渇しているという話ですが、これ以外に集落排水で基金を持っていますか。</p>
事務局	<p>基金は集落排水と公共下水の2つになります。</p> <p>公共下水は繰入額があり、基金を取崩して下水道整備を行っておりません。枯渇するのは集落排水のみとなります。</p>
副会長	今まで持ち寄ったものを取崩しはしているが、積み立てはしていないということですか。
事務局	基金は運営する利息分のみを按分して積み立てしていますので、金額的には少額になります。
副会長	この状況を変えていかないといけないということになりますか。
事務局	そうなります。
副会長	愛西市は集落排水、公共下水、コミプラと稀な区域で大変だと思います。各地で災害が発生していることを鑑みると、多くの基金を持つ必要は無いと思いますが、たくさんの課題があるのでそれぞれの区域の方に説明する

	<p>のは容易ではないと感じています。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>資料番号 4-2 の 4 枚目、令和 4 年度の純利益は 5,300 万円、令和 3 年度は 1 億 800 万円となります。収益的収支に他会計補助金がありますが、当年度純利益は繰越され、令和 4 年度の公共下水を見ると 1,900 万円の赤字になっています。これは通算されるのか、あるいは、資本的収支の 1 億 8,600 万円と通算されるのか。資料を見ていくと繰越利益が残っているように見えます。</p>
事務局	<p>令和 3 年度の収益的収支を参考に説明します。</p> <p>1 億 800 万円近くの黒字にはなっていますが、一般会計から 3 億 2,000 万円ほど繰入している状態です。そのうち 1 億 3,000 万円は基準外からの繰入になるため、基準外繰入分を差し引くと約 2,200 万円の赤字になります。3 条で出た利益は、愛西市下水道事業の設置等に関する条例の第 4 条に建設改良積立金に積み立てる条文があります。こちらの利益については積立金に積み立てをしています。</p> <p>4 条の資本的収支は、令和 3 年度であれば資本的収支差額がマイナス 2 億円になっています。収益的収支にある現金の支出が無い減価償却費が経費になりますが、内部に留保される内部留保資金を 4 条の財源不足に補填しています。事実上、全ての純利益が利益ではありません。</p>
会長	<p>令和 3 年度であれば、減価償却費が 5 億 5,700 万円になっていますが、実際には 5 億 5,700 万円の利益が出ていなく、この資金を資本的収支の 2 億 400 万円の赤字に充てているということですか。</p>
事務局	<p>現金の支出が無いものを内部留保資金に充て、資本的収支の不足分の補填財源として利用しています。</p>
会長	<p>年度ごとに利益が出ている形となっていますが、実際に出た利益は下水の赤字を差し引いて別途建設改良の積立金として積み立てをしているということですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
会長	<p>決算であれば累積を繰越利益に使えるということではないということですか。</p>
事務局	<p>建設改良積立金は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する際の補填財源であり、内部留保資金で補填しきれない場合、建設改良積立金から取</p>

	り崩して運営していく形になります。
会長	資本的収支の方へ補填するということですか。
副会長	収益的収支で黒字を出さないといけない状況だと思います。また、愛西市の場合、他会計補助金で黒字になっていますが、基準外の繰入が無くても本来は利益が黒字にならないとバランスが悪い状況だと思います。
会長	令和3年度の他会計補助金にある3億2,000万円のうち、基準外繰入の1億3,000万円を今後繰入れしなくても済むよう、3年度ごとに使用料の見直しをすることで、使用料が統一された後、少なくとも他会計補助金のうち基準外繰入の1億3,000万円も、使用料を改定した中で少し賄っていく目標となりますか。
事務局	水洗化率を向上し、本来得るべき使用料の収入増に努めます。使用料の値上げは基準外を減らし、運営ができる形に改定していくこととなります。
会長	その他よろしいでしょうか。  (他に質問なし)
	<b>(2) 愛西市下水道使用料等の改定案の検討について</b>
会長	事務局より説明をお願いします。
事務局	<b>【資料一覧 資料番号6に基づき説明】</b> ○説明の要旨 ・愛西市下水道使用料等改定案一覧について
会長	事務局から説明がありましたが、ご質問等がありますか。
副会長	佐屋、佐織区域の改定案に関しては①、②の表示がありませんが、公共下水は改定案、集落排水、コミプラは改定案①、②、③になりますか。
事務局	集落排水とコミプラは、改定案①から③までを示しましたが、改定案③は公共下水と同じ5段階に分けたものになります。この3つの案の他に委員からの提案があれば、その中で検討していただくこととなります。
会長	ご質問等ございませんか。



副会長	<p>公共下水と同じ方が分かりやすく良いと思います。ただ、改定案として①、②を出していただいた理由やメリットはどこにあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>改定案③は超過使用料を公共下水と同じ 5 段階になりますが、改定案①は値上げ幅を抑えたもの、改定案②は①と③の間になります。</p> <p>例えば、佐屋区域は上がりますので、値上げ幅を抑えた改定案①を設定しました。</p>
副会長	<p>改定案①から③を事務局が持っているデータでシミュレーションした場合、使用料収入はどれも同じですか。</p>
事務局	<p>改定案①から③の順で使用料収入が多くなります。</p>
副会長	<p>①が一番少なくなるということですか。</p>
事務局	<p>超過使用料の段階は大口事業者が多ければ増えていくものとなり、改定案③の使用料が高くなります。</p>
委員 B	<p>集落排水やコミプラは、一般家庭が主で、事業系は接続していないのではないかと思います。500 m<sup>3</sup>を超すようなところもありますか。</p>
事務局	<p>500 m<sup>3</sup>を超す事業者は 1 者くらいになります。</p> <p>改定案①又は②になった場合、令和 12 年度までにコミプラを公共下水に接続した時、公共下水の使用料へ変更することになります。再度値上がりすることを考えると、最初から公共下水に合わせて設定するか、徐々に値上げをするかになると思います。令和 12 年度までは年数があるため、段階的に値上げするのであれば、今すぐに公共下水の使用料に合わせる必要は無くなります。</p> <p>改定案①から③はあくまで事務局案であり、委員の方から他に改定案がありましたら作成し、次回の本委員会で提示します。</p>
会長	<p>改定案①、②は大口事業者を考慮した形になります。改定案③は公共下水と同じ料金体系です。段階的にということ、改定案①、②を出されたということになります。大口の事業者様から何かご意見ありますでしょうか。</p>
委員 C	<p>一番大きいところの排水は八開区域にグループホームが 2 箇所あります。水道料金、下水道使用料はすべて利用者からいただいているので、なるべく大きくならないようにとは思いますが、利用者の障害年金で生活が成り立つのであれば、改定案①から③のどれでも良いと思います。</p> <p>グループホーム以外の事業所は事業者持ちになります。こちらは、委託料や収益の事業になりますので何とかする必要はあると思います。</p>

会長	<p>使用料を統一することに合わせ、少量使用者に対する配慮として 0 m<sup>3</sup>からとなっていますが、使用料の値上げとは別に、配慮すべき項目があれば盛り込んだ改定案をお見せするとのことでしたので、少量使用者に対する項目以外にあれば、改定案を出していただくのが理想だと思います。</p>
委員 B	<p>佐屋区域の温泉、八開区域の井戸水において、今後は 1 人当たり 3 m<sup>3</sup>加算されるという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>温泉以外の井戸水、八開区域の簡易水道も対象となります。</p>
委員 B	<p>今回の改定では、八開区域は下がるとのことですが、全体的に見直しをして愛西市内の温泉、井戸水、簡易水道を一緒にすることが、説明されていないと思います。</p>
事務局	<p>八開区域を対象とした調査の結果、かなりの割合で愛西市水道以外の水源があることが分かりました。八開区域についても、上水道以外の水源を使っているところに関しては、1 人当たり 3 m<sup>3</sup>の加算を適用したいです。</p>
副会長	<p>今回の一番の目的が使用料の統一か再度質問です。 また、使用料を改定する時、経営の状況から判断して総額どれくらい必要かを決め、どのように負担してもらうか決まっていくと思います。ただ、使用料の統一が一番にあれば経営状況、経営安定化のため、基本使用料である程度いただいと経営は安定すると思います。経営状況等を考えるならば、全体的に経費がどれくらい掛かり、どれだけの使用料を求め、どのように分けていくのかを考えていく必要があります。</p>
事務局	<p>使用料の統一だけが目的ではありません。本来であれば、使用料の統一と経営の安定は同時に考えるべきだと思います。ただ、ここまで使用料格差があると適正価格が見えてきません。そのために統一が優先的に行うべきだと考え、改定案を提示しています。</p>
副会長	<p>改定案①から③のどれが良いかと言われても評価できないのは、それぞれの区分の現状と一緒になった時の変化が見えないため、代表的なところでも良いので教えていただかないと比較ができないと思います。</p>
事務局	<p>第 1 回本委員会の資料一覧②の資料番号 3-1 以降をご覧ください。1 月当たりの使用水量における比較表となります。 第 1 回の資料、資料番号 2-3 の下水道使用料をご覧ください。 現行との差額において、改定案①は約 408 万円、改定案②は約 450 万円、改定案③は約 580 万円の増額となります。八開区域の井戸水や簡易水道の 3</p>

	<p>m<sup>3</sup>加算は加味されていませんので、再度計算すると金額は上がると思います。</p>
副会長	<p>そもそも3 m<sup>3</sup>の根拠はありますか。</p>
事務局	<p>公共下水、集落排水の立田区域で採用しており、条例にも表記がされています。集落排水の佐屋区域では、1人300円、2人目から200円と異なり、統一していく中で3 m<sup>3</sup>を改定案としました。</p>
副会長	<p>現在採用されている3 m<sup>3</sup>の根拠は何ですか。</p>
事務局	<p>公共下水が供用開始される際に、他市町で同じ3 m<sup>3</sup>を採用していたことも理由の1つになります。</p> <p>3 m<sup>3</sup>の案に対して、近隣自治体にも問い合わせをしましたが、根拠的なものはありませんでした。水道使用水量は1人当たり約6 m<sup>3</sup>を使用していることから、併用していれば半分になる考えです。</p>
副会長	<p>ありがとうございます。</p>
委員A	<p>使用料の値上げをすることで財政的にプラスになるような具体的なものはありますか。例えば、大きな事業所をピックアップしたデータがあれば良いと思います。</p>
事務局	<p>第1回本委員会の資料一覧①の資料番号6をご覧ください。</p> <p>1 m<sup>3</sup>単位ではありませんが、水道使用水量2か月当たり5 m<sup>3</sup>単位での件数を区域ごとで表しています。26 m<sup>3</sup>から40 m<sup>3</sup>までが一番集中している使用水量だと分かります。</p> <p>こちらの資料では、95 m<sup>3</sup>までは表示していますが、96 m<sup>3</sup>以上はまとめて表示しています。全部の水量も分かっていますので、資料は改めてご提示します。</p>
委員A	<p>集落排水と公共下水が並行して進んでいますが、将来的に改定案が3つある中で、公共下水に合わせていくような形になっていくと思います。</p> <p>資料番号3-2の広域化・共同化計画図に、佐織区域の地域し尿処理施設、コミプラの永和台や佐屋中央が公共下水に繋いでいく計画が出ているのであれば、公共下水へ移行していくことになると思います。</p> <p>市民からすると集落排水、公共下水と言われても下水道に変わりはないと思います。愛西市としては3つに下水道が分かれています。使用料は一緒の方が説明しやすく、使用料を徴収するにあたっては良いと思います。</p>

事務局	<p>下水道事業会計は、3セグメント（公共下水、集落排水、コミプラ）に分かれています。事業ごとで経常損益が異なっています。事業全体として収益的収支は黒字ですが、事業ごとで見えていくと公共下水、集落排水は黒字、コミプラは赤字となっています。</p> <p>ただ、市民目線であれば、同じ愛西市内の下水道の使用料が違うことは疑問も湧いてくると思います。理想としては、同じ使用料だとは思いますが、今まで行っていなかったものを一度に同じにするのは難しいと思います。そのため、改定案を3つ出しました。</p>
副会長	<p>それぞれの利用者の区分で分けた際の代表的な数値を出していただきたいと思います。また、使用料の総額がそれぞれの案でどれくらいになる予想ですか。このまま使用料統一だけ行って、全体的に影響があった場合、次の時は大幅な値上げの使用料改定をしなければならぬと思います。使用者にとってどうなのかと思います。</p>
事務局	<p>第1回本委員会の資料番号2-3をご覧ください。</p> <p>使用料の収益としては約4億となり、改定案③になった場合、現行との差額は約600万円となります。</p> <p>使用料と維持管理分担金を徴収すると、維持管理分担金も基本使用料と合わせることで減るため、改定案③の場合、現行との差が約270万円になります。</p> <p>維持管理分担金のみの改定となれば、マイナス300万円ほどになります。改定案①から③でも収益は見込めず、現状維持になると推測します。</p>
委員A	<p>前回の資料で維持管理分担金に違法性が無く、全国的に徴収している市町村が無いとのことでした。違法性は無いが、愛西市独自で徴収する方向性を示しても問題はありませんか。</p>
事務局	<p>過去に維持管理分担金に関する民事判決で徴収することに違法性は無いと確認しています。</p> <p>ただし、手数料を考えた時に、令和7年度に口座振替手数料が値上がりするため、維持管理分担金を徴収しても赤字になります。委員の方にお伺いしたいのは、存続していくべきか、廃止した方がよいかということです。経営をしていく上で、赤字になるのに存続して良いのか。使用料を値上げして、維持管理分担金を徴収することにより収益が減って経営状況が良くなるのは問題だと思います。</p> <p>本来、公共汚水マスを設置すれば、受益者は利益が得られるので、維持管理費として払ってもらえるものだと思います。ただ、維持管理分担金を徴収することによって、赤字経営に傾いても良くないと思います。</p>

委員 A	維持管理分担金は徴収すべきものだと思っていましたが、手数料の問題で赤字になるという説明は理解できます。
会長	集落排水は維持管理分担金を徴収しますが、公共下水は徴収していませんか。
事務局	徴収していません。
会長	<p>集落排水、公共下水にも繋いでなければ浄化槽の費用を別途負担しています。接続していないことで維持管理分担金が発生すること、そして、令和7年度から改定案を実施する時に別の理由で徴収する金額よりも経費の方が多く掛かり、維持管理分担金を徴収すると歳入よりも増えるのはどうなのかと思いました。</p> <p>今まで徴収していたことはおいておき、使用者の立場として話をすると、浄化槽の維持管理費を支払っており、繋いでいないという理由から維持管理分担金を支払うのは二重に支払っていると感じると思います。集落排水の計画当初は、地元集落総意により事業を実施しているため、繋いでいない人から維持管理分担金を徴収する理由はありますが、公共下水は現行も改定案にも維持管理分担金はありません。その点も踏まえ、皆様で考えていただき、最終案として取るか取らないかを判断いただきたいと思います。</p>
会長	その他でよろしいでしょうか。
委員 B	<p>一つお願いがあります。</p> <p>今回調査をされて簡易水道が50%以上の接続率になると、使用料の見直しをすることで金額が変わってくると思います。難しいのは、1世帯、人当割と平均世帯数になりますが、平均的な試算を出していただけませんか。</p> <p>八開区域の人は金額が下がると言われていたにもかかわらず、実際行ったら上がる可能性や、以前いただいた資料の下がり幅が半分から半分以下のところもあります。資料が公なものであれば、数字が1人歩きして聞いていた話と違うのでは大変だと思います。</p> <p>一度、簡易水道の調査を踏まえたところで見直していただくと、新使用料における収益状況が変わってくると思いますので、資料作りをお願いしたいと思います。</p>
会長	事務局よろしいでしょうか。
事務局	水道水のみを使用している世帯と、水道水と簡易水道を併用している2人暮らしの世帯であればできると思います。
会長	他によろしいでしょうか。

事務局	<p>資料番号 1-2 をご覧ください。</p> <p>広報紙の中にチラシとして配付しますが、何か意見があれば 8 月 21 日 (月) までに事務局へお知らせください。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>(2) についてはよろしいでしょうか。</p> <p>(他に意見なし)</p>
	<p><b>(3) その他</b></p>
会長	<p>協議事項(3)のその他について、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>3 点お願いがあります。</p> <p>1 点目は、今回の会議録を公開するにあたり内容を会長に確認いただいた後、市のホームページに公開しますのでよろしくお願いします。</p> <p>2 点目は、今後の委員会について 12 月までに残り 2 回を予定しております。3 回目の委員会は、令和 5 年 10 月 24 日 (火) 午後 2 時からを予定しております。</p> <p>3 点目は、12 月開催予定の第 4 回目の委員会の日程を決められないかと思えます。事務局として候補日を 2 日提案させていただきます。</p> <p>候補日については、12 月 4 日 (月)、12 月 20 日 (水)、いずれも午後 2 時開始を予定しておりますが、都合が悪い日がございましたら、この場でお知らせください。</p>
会長	<p>それでは、第 3 回が 10 月 24 日 (火) 午後 2 時から、第 4 回が 12 月 4 日 (月) 午後 2 時からとさせていただきます。</p> <p>これで第 2 回本委員会を終了いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>